

中小企業金融円滑化法に関するアンケート調査
調査報告書

平成 25 年 1 月

東京都 産業労働局 金融部

目次

第1章 調査概要	1
第2章 調査結果	2
I. 金融円滑化法施行後の状況について	2
1. 金融機関からの借入の有無	2
2. 借入条件の変更の有無	2
3. 借入条件の変更回数	3
4. 借入条件の変更内容	3
5. 借入条件の変更後の融資の状況（新規融資）	4
6. 借入条件の変更後の融資の状況（借換融資）	4
7. 経営改善計画の策定状況	5
8. 今後の策定予定時期の目処	5
9. 計画の策定を相談した機関	6
10. 計画の進捗状況	6
11. 本年度の事業の見通し	7
12. 金融円滑化法の最終延長決定後の金融機関の姿勢	7
13. 金融機関の姿勢の内容	8
14. 融資を受けられなくなった後の対応	8
II. 金融円滑化法終了後に予測される影響について	9
15. 資金調達への影響（運転資金）	9
16. 資金調達への影響（設備資金）	9
17. 資金調達への影響（借換資金）	10
18. 資金調達への影響（借入条件の変更）	10
19. 経営への影響	11

第1章 調査概要

(1) 調査の目的

都内中小企業者の資金繰りの現状及び中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成21年法律第96号。以下「金融円滑化法」という。）の終了（平成25年3月31日予定）による影響を把握するために、本調査を実施した。

(2) 調査対象

東京都内に本社をおく中小企業10,000社を無作為に抽出した。

※中小企業の定義は、中小企業基本法第2条の、業種毎の資本金及び従業員規模による

業種	製造業 (情報通信業含む) 建設業 運輸倉庫業 不動産業	卸売業	小売業（飲食業含む）	サービス業
中小企業条件	資本金3億円以下 又は 従業員数300人以下	資本金1億円以下 又は 従業員数100人以下	資本金5千万円以下 又は 従業員数50人以下	資本金5千万円以下 又は 従業員数100人以下 (宿泊業は従業員数200人以下)

(3) 調査方法

郵送アンケート調査

調査主体…東京都

(4) 調査実施期間

平成24年10月22日（月）～平成24年11月7日（水）

(5) 回答率

発送件数…10,000件

回収件数…3,078件

回答率……30.8%

(6) 備考

- ・無回答等の企業は各グラフの母数から除外している。
- ・端数処理の関係上、合計が100%とならない場合がある。

第2章 調査結果

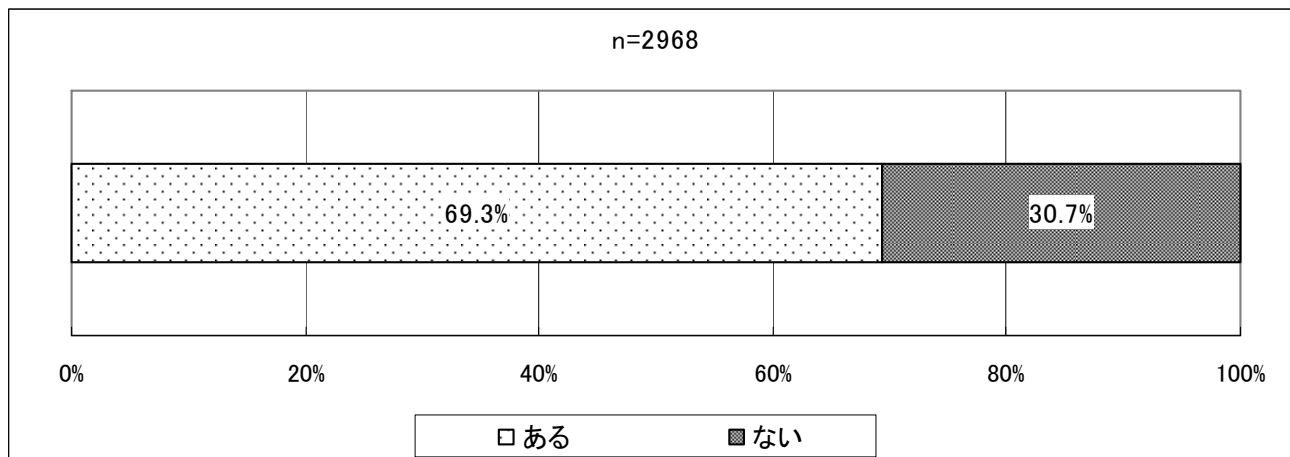
I. 金融円滑化法施行後の状況について

1. 金融機関からの借入の有無

(単一回答)

【対象：都内中小企業者】

都内中小企業者の約7割は、金融機関からの借入れを行っている。

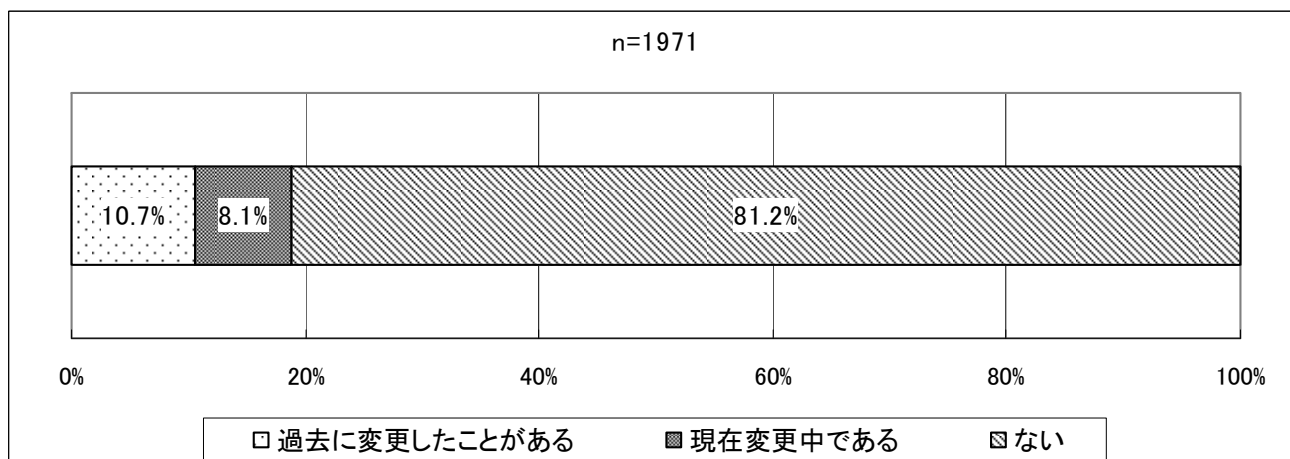


2. 金融円滑化法の施行後（平成21年12月以降）の借入条件の変更の有無

(単一回答)

【対象：金融機関からの借入れのある中小企業者】

現在、金融機関から借入のある企業のうち、約1割の企業が条件変更を実施している状況である。

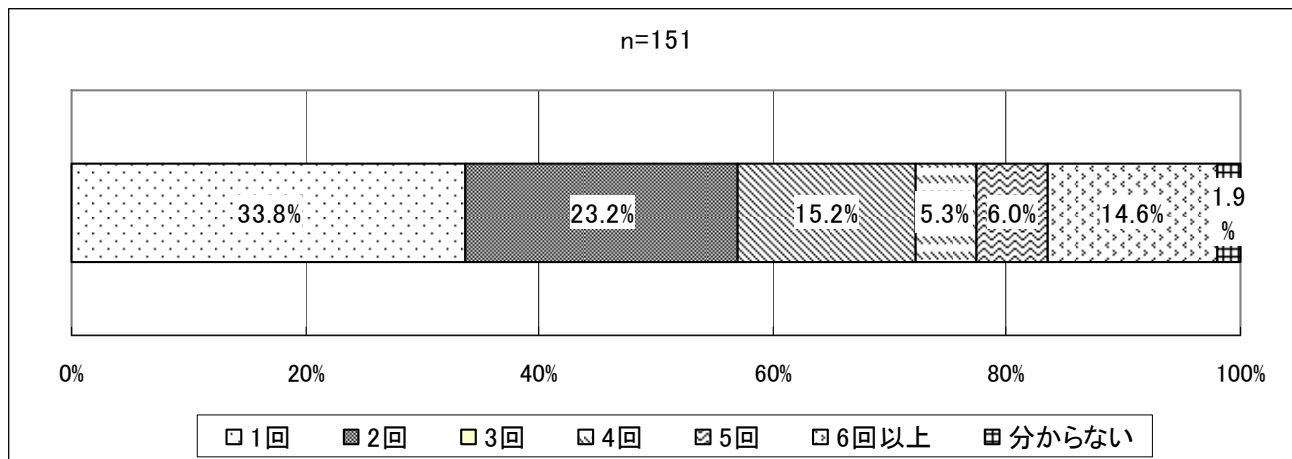


3. 借入条件の変更回数

(単一回答)

【対象：借入条件変更中の中小企業者】

条件変更回数については、「1回」が33.8%と最も多いものの、条件変更中の企業の3分の2は、複数回にわたり条件変更を実施している状況である。

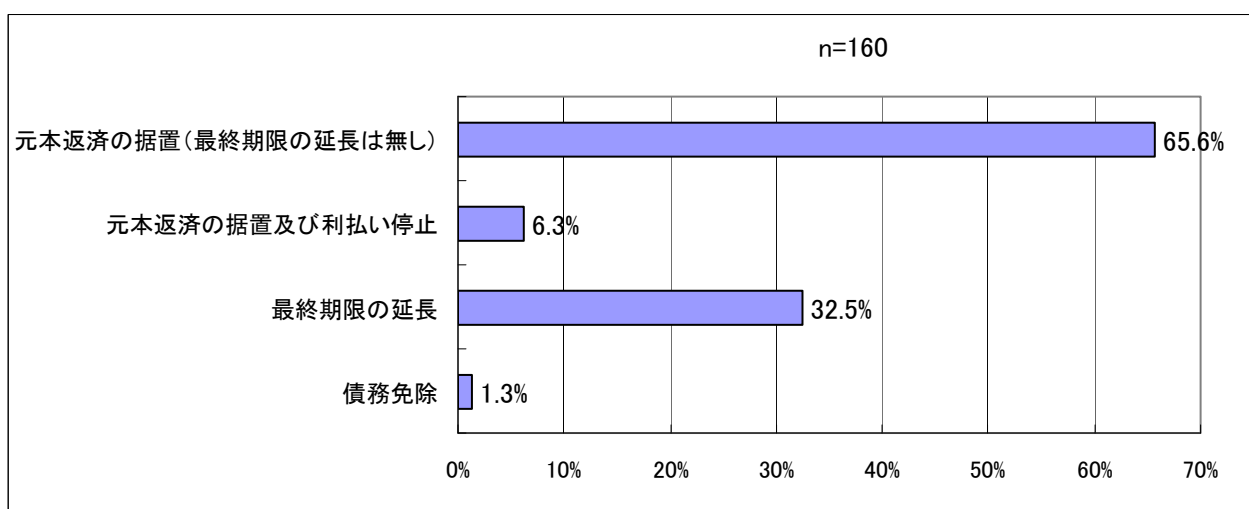


4. 借入条件の変更内容

(複数回答)

【対象：借入条件変更中の中小企業者】

条件変更の内容については、「元本返済の据置（最終期限の延長は無し）」が65.6%と最も多く、次いで「最終期限の延長」が32.5%となっている。

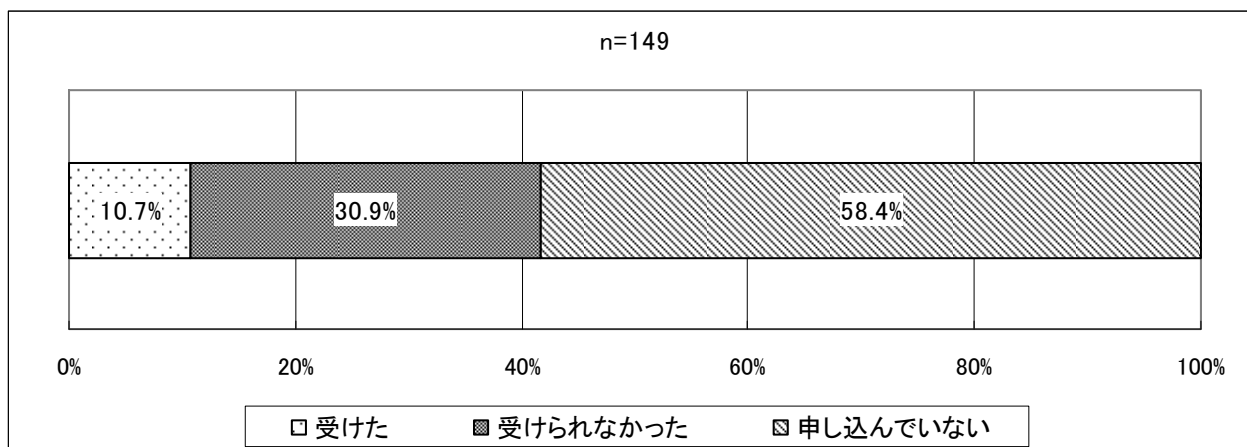


5. 借入条件の変更後の融資の状況（新規融資）

（単一回答）

【対象：借入条件変更中の中小企業者】

条件変更後、約3割の企業は、新規融資を受けられなかったとしている。

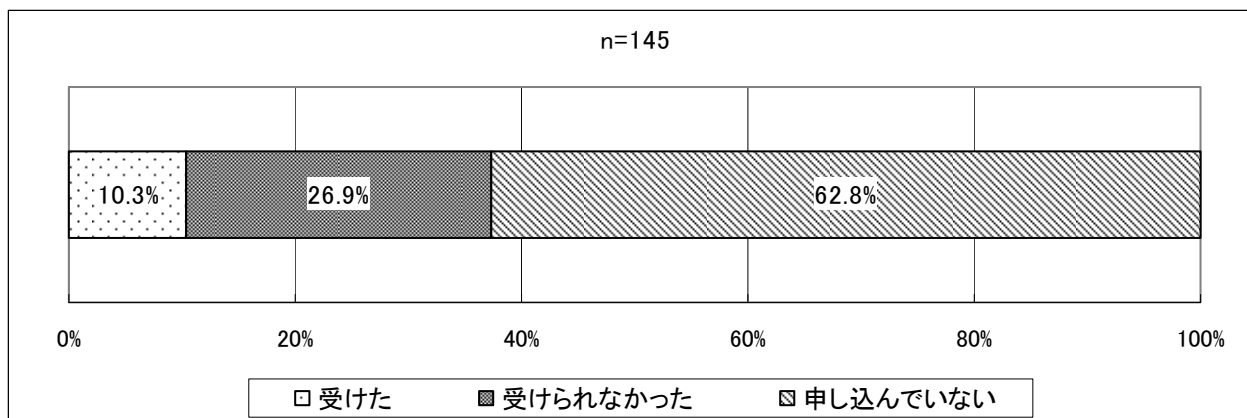


6. 借入条件の変更後の融資の状況（借換融資）

（単一回答）

【対象：借入条件変更中の中小企業者】

条件変更後、約3割の企業は借換融資を受けられなかったとしている。

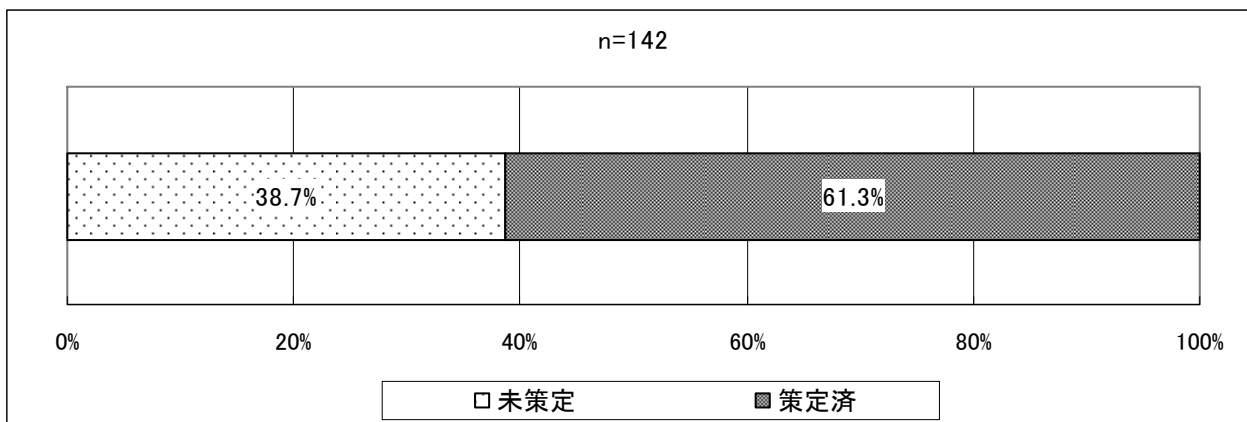


7. 経営改善計画の策定状況

(単一回答)

【対象：借入条件変更中の中小企業者】

経営改善計画については、約4割の企業が策定できていない状況である。

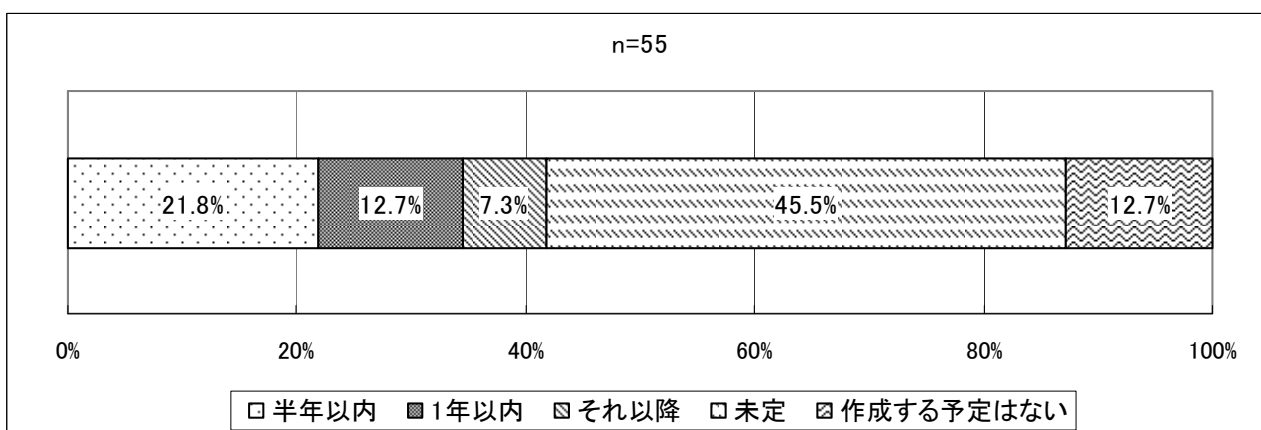


8. 今後の策定予定時期の目処

(単一回答)

【対象：計画未策定の中小企業者】

経営改善計画が未策定の企業のうち、今後の策定時期については、「未定」が45.5%と最も多く、次いで「半年以内」が21.8%となっている。

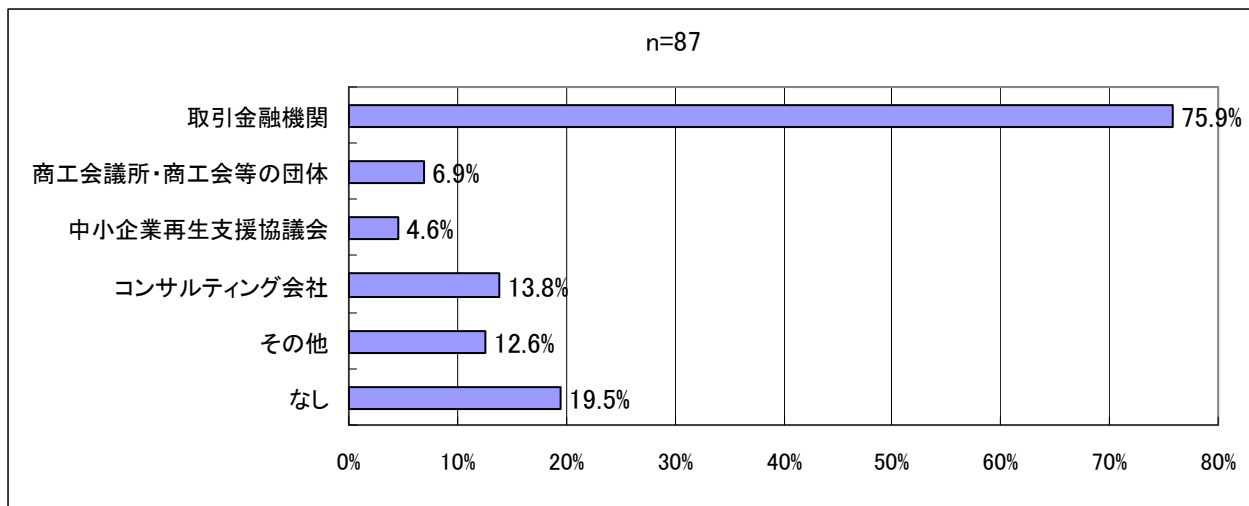


9. 計画の策定を相談した機関

(複数回答)

【対象：計画策定済の中小企業者】

経営改善計画を策定する際に、企業が相談をした機関は、「取引金融機関」が 75.9%と最も多くなっている。

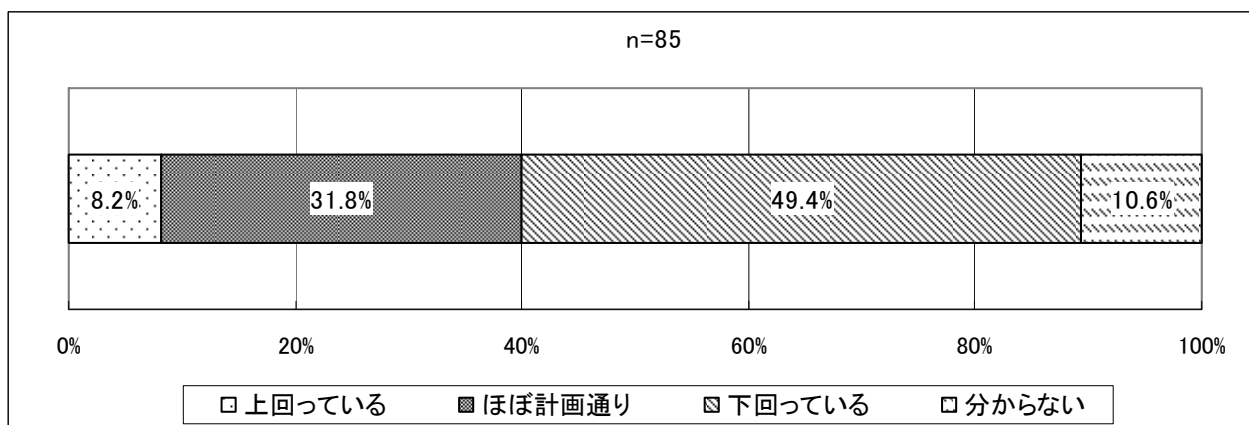


10. 計画の進捗状況

(単一回答)

【対象：計画策定済の中小企業者】

経営改善計画の進捗状況については、約 4 割の企業が上回っているとしている一方、約 5 割の企業が計画を下回る厳しい状況である。

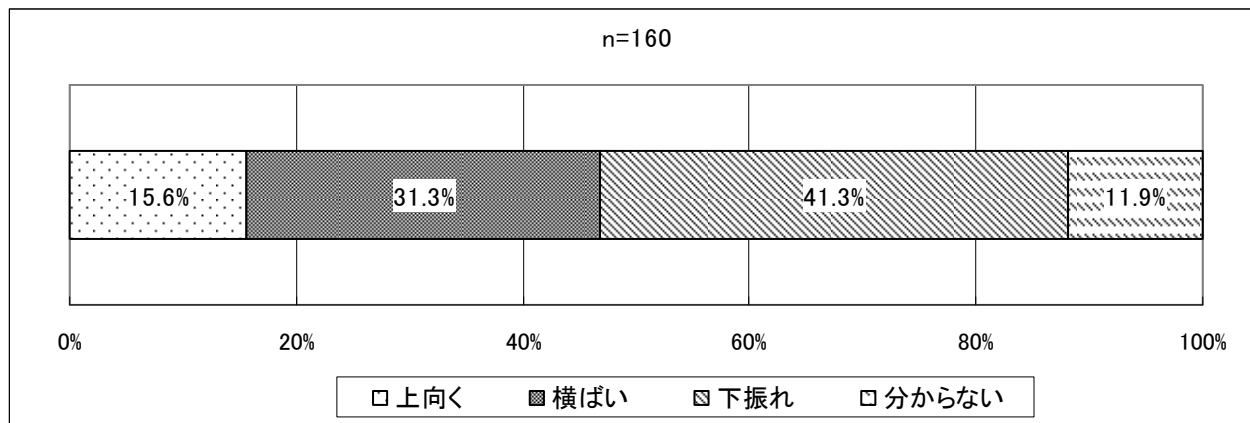


11. 本年度の事業の見通し

(単一回答)

【対象：借入条件変更中の中小企業者】

条件変更中の企業の本年度の事業見通しは、「下振れ」が41.3%と最も多く、次いで「横ばい」が31.3%となっている。

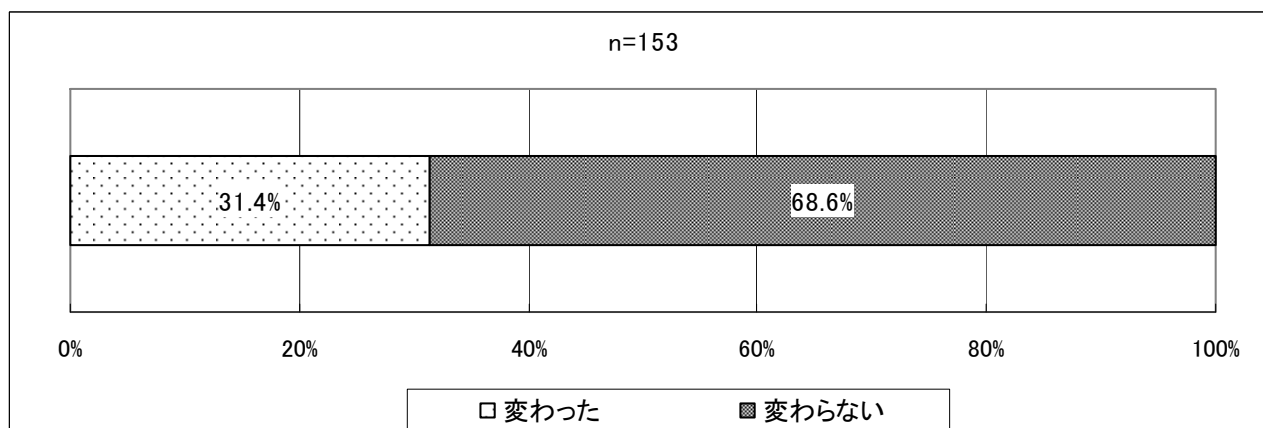


12. 金融円滑化法の最終延長決定(平成23年12月)後の金融機関の姿勢

(単一回答)

【対象：借入条件変更中の中小企業者】

条件変更中の企業の約3割の企業が、金融円滑化法の最終延長が決定された後、金融機関の姿勢に変化があったと感じている。

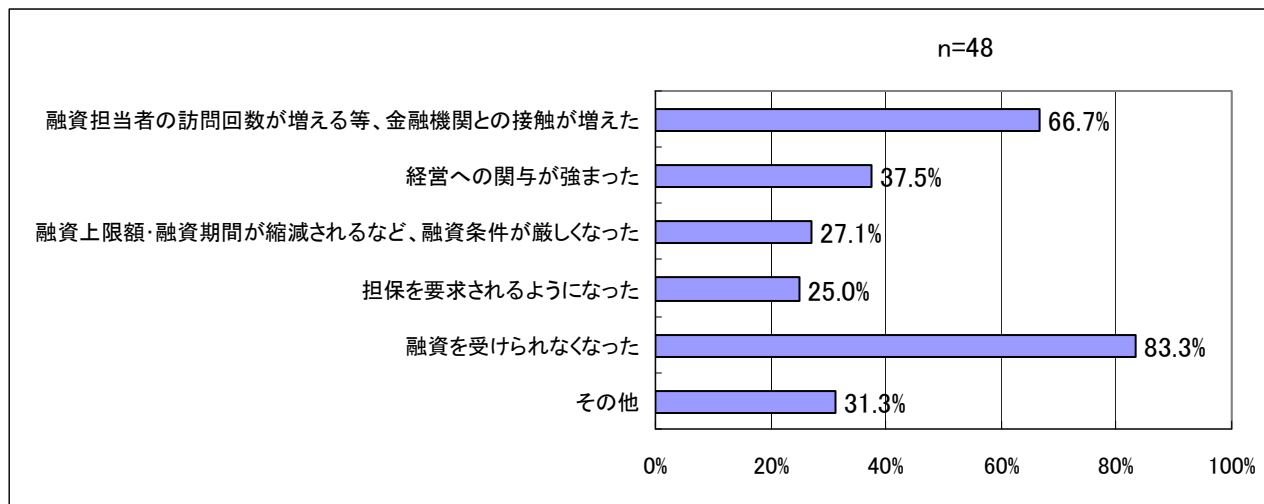


13. 金融機関の姿勢の内容

(複数回答)

【対象：12で「変わった」と回答した中小企業者】

12において、金融機関の姿勢が変わったとした企業について、「融資を受けられなくなった」が83.3%と最も多く、次いで「金融機関との接触が増えた」が66.7%となっている。

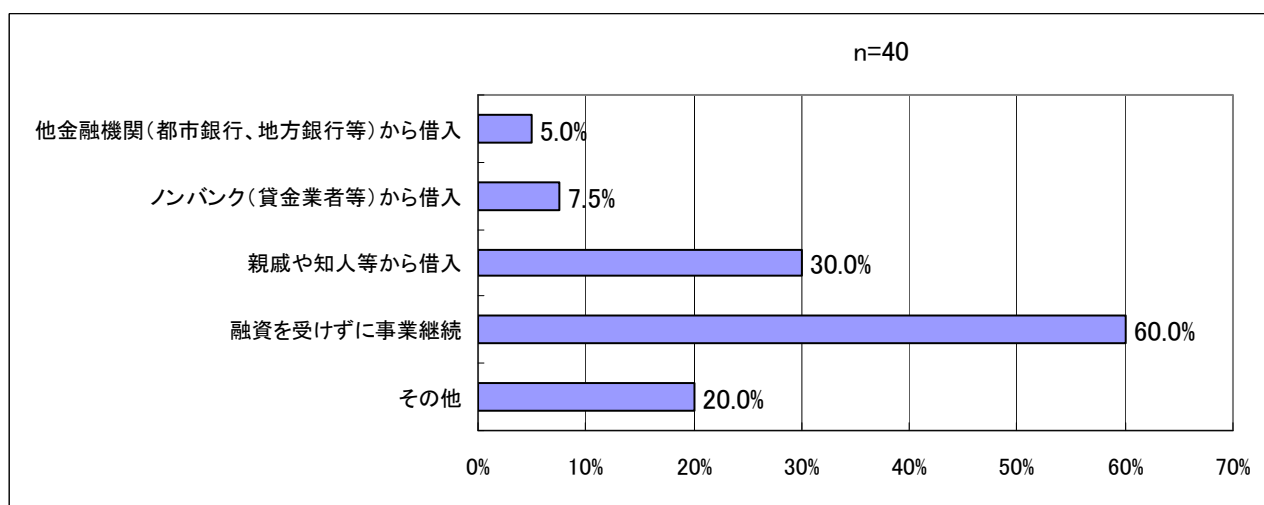


14. 融資を受けられなくなった後の対応

(複数回答)

【対象：13で「融資を受けられなくなった」と回答した中小企業者】

融資を受けられなくなった企業のその後の対応としては、「融資を受けずに事業継続」が60.0%と最も多く、次いで「親戚や知人等から借入」が30.0%となっている。



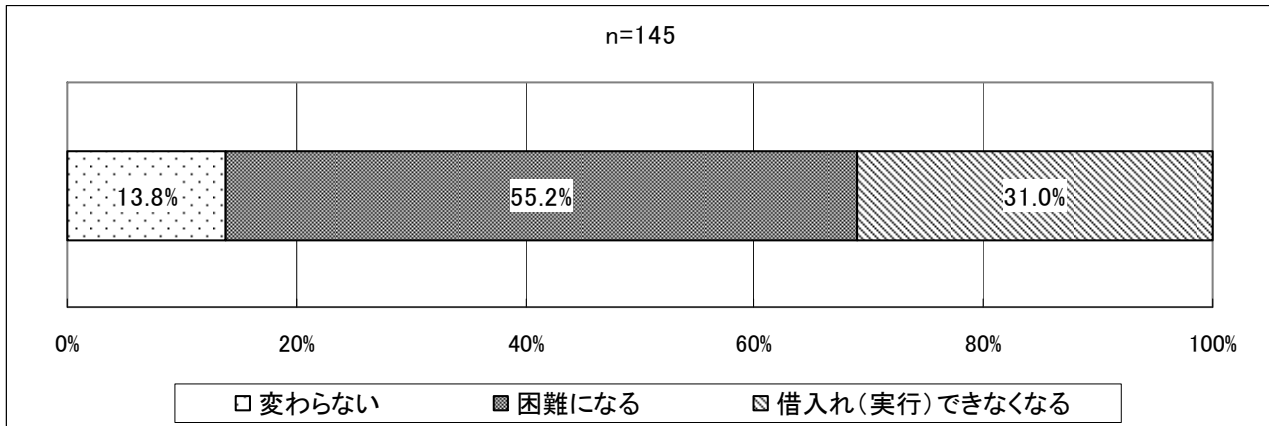
II. 金融円滑化法終了後に予測される影響について

15. 金融円滑化法終了後の資金調達への影響（運転資金）

（単一回答）

【対象：借入条件変更中の中小企業者】

法終了後の運転資金の調達への影響については、「困難になる」が 55.2%と最も多く、次いで「借入（実行）できなくなる」が 31.0%となっている。

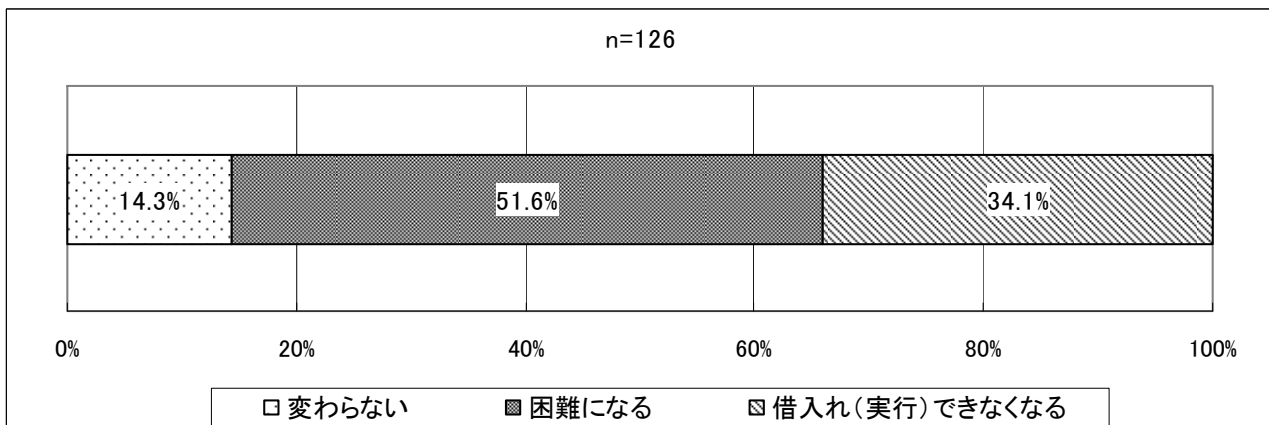


16. 金融円滑化法終了後の資金調達への影響（設備資金）

（単一回答）

【対象：借入条件変更中の中小企業者】

法終了後の設備資金の調達への影響については、「困難になる」が 51.6%と最も多く、次いで「借入（実行）できなくなる」が 34.1%となっている。

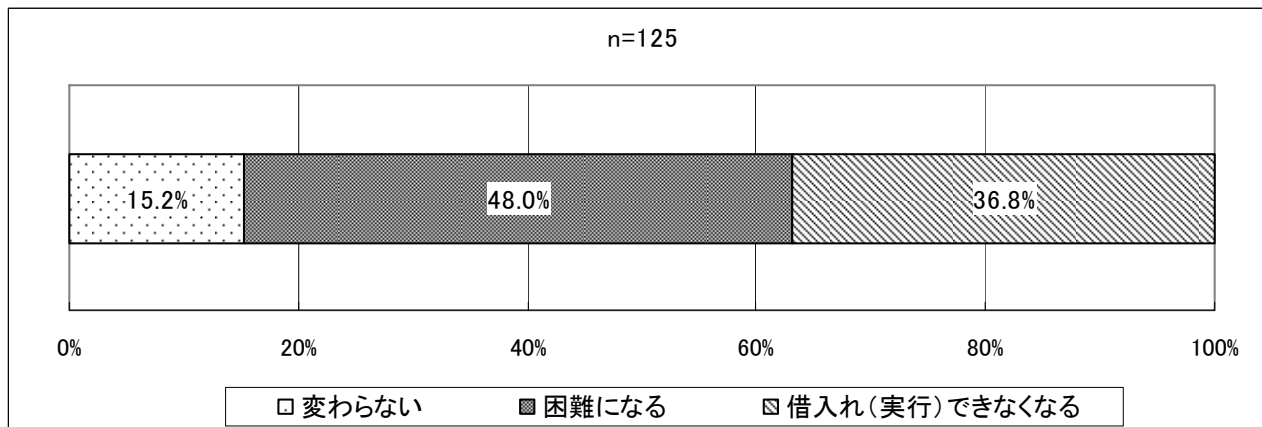


17. 金融円滑化法終了後の資金調達への影響（借換資金）

（単一回答）

【対象：借入条件変更中の中小企業者】

法終了後の借換資金の調達への影響については、「困難になる」が 48.0%と最も多く、次いで「借入（実行）できなくなる」が 36.8%となっている。

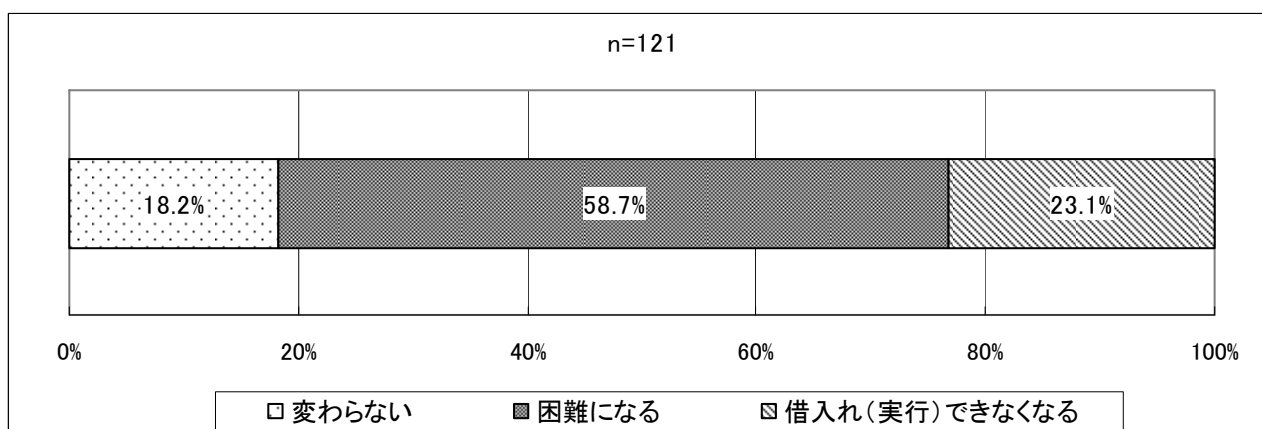


18. 金融円滑化法終了後の資金調達への影響（借入条件の変更）

（単一回答）

【対象：借入条件変更中の中小企業者】

条件変更中の企業の約 8 割が、「金融円滑化法終了後の条件変更は困難」と予想している。



19. 金融円滑化法終了による経営への影響

(単一回答)

【対象：借入条件変更中の中小企業者】

条件変更中の企業の約 5 割が「経営継続が困難となる」と予想しており、「事業の大幅な見直しが必要になる」と予想している企業も約 3 割となっている。

